

路外駐車場編

1	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	2
2	路外駐車場移動等円滑化経路	4

1 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設

【基本的考え方】

車椅子使用者等が自己の日常生活の外出手段として最も便利なのが自動車である。従って路外駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設置する必要がある。また、障害者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とすることが必要である。

なお、本項では、建築物に付随せず単独で設ける駐車場で、建築物とならないものを対象とする。

遵守基準／整備基準

(1) 路外駐車場には、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設※1を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車※2のための駐車場については、この限りでない。
(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。
ア 幅は、3.5m以上とすること。
イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設である旨の表示を行うこと。
ウ 傾斜部に設けないこと。
エ 「2 路外駐車場移動等円滑化経路」に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

※1 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設

※2 いずれも側車付きのものを除く。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

施設数	●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。	
幅	●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅（3.5m）は、普通車用駐車スペースに、車椅子が転回でき、介助者が横につき添えるスペース（幅1.4m以上）を見込んだものである。	→【図2-1】
位置	●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、路外駐車場の出入口にできるだけ近い位置に設ける。	
施設の表示	●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、一般用駐車スペースと区分するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設ける。表示・標識は、運転席からも判別できる大きさとする（路外駐車場車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。）。	→【図2-1】
案内表示	●路外駐車場の入口には、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるように標識を設け、駐車場の入口から路外駐車場車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。	→【図2-2】 【図2-3】
その他の注意事項	●発券所等は、曲がり角や傾斜部分に設けないように計画し、機械式の場合は、高齢者、車椅子使用者等が円滑に使用できる機種を採用する。 ●機械式駐車場など特殊な装置を用いる路外駐車場にあっては、機械式駐車場とは別に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設ける。	

■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

その他の 注意事項	<p>◎車体スペースの両側にはそれぞれ幅 1.4m以上の乗降用スペースを設ける。</p> <p>◎路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から路外駐車場出入口への通路に屋根又はひさしを設ける。</p> <p>◎見通しの悪い箇所には、ミラーを設ける。</p> <p>◎路外駐車場車椅子利用者用駐車施設の数、建築物「10 駐車場」の整備基準を準用する。</p> <p>①全駐車台数が 200 以下の場合 → 全駐車台数×1/50 以上</p> <p>②全駐車台数が 200 を超える場合 → 全駐車台数×1/100+2 以上</p>	→【図 2-4】
--------------	--	----------

2 路外駐車場移動等円滑化経路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に利用することができるように、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とする。

遵守基準／整備基準	
(1)	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、路外駐車場移動等円滑化経路※1とすること。
(2)	路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。
ア	路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
イ	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85cm以上とすること。
ウ	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。
(ア)	幅は、1.2m以上とすること。
(イ)	50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
(ウ)	路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。
(エ)	路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、杖、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを設けること。
エ	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路※2は、次に掲げるものとする。
(ア)	幅は、段に代わるものにあつては1.2m以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
(イ)	勾配は、1/20を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
(ウ)	高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。
(エ)	手すりを設けること。
(3)	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口付近に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設への経路について案内のための表示を行うこと。ただし、当該路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を当該出入口から視認することができる場合は、この限りでない。

※1 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路

※2 段に代わり、又はこれに併設するものに限る。

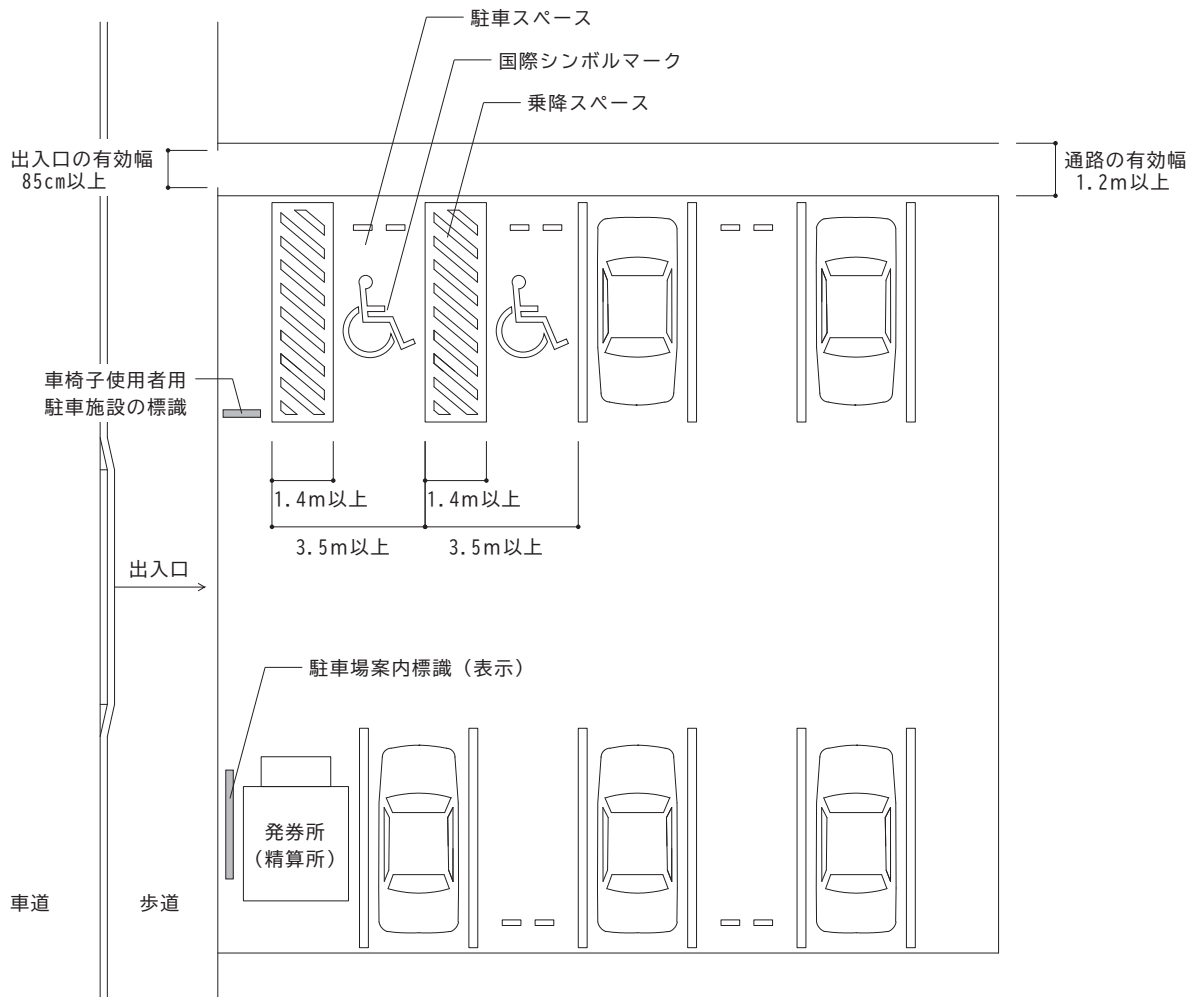
■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●路外駐車場の出入口の有効幅は、85cm以上とする。 ●路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の有効幅は、車椅子使用者と人が最低限すれ違ふことができ、松葉づえ使用者が円滑に通行できる1.2m以上を確保することが必要である。 	→【図2-1】
通路面	<ul style="list-style-type: none"> ●雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ●アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車椅子のキャスターや杖の落ち込みは、動かなくなるだけでなく、転倒の危険もある。 	
段差の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ●路外駐車場移動等円滑化経路上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、やむを得ず段差が生じる場合には、整備基準を満たした傾斜路を必ず併設する必要がある。 	

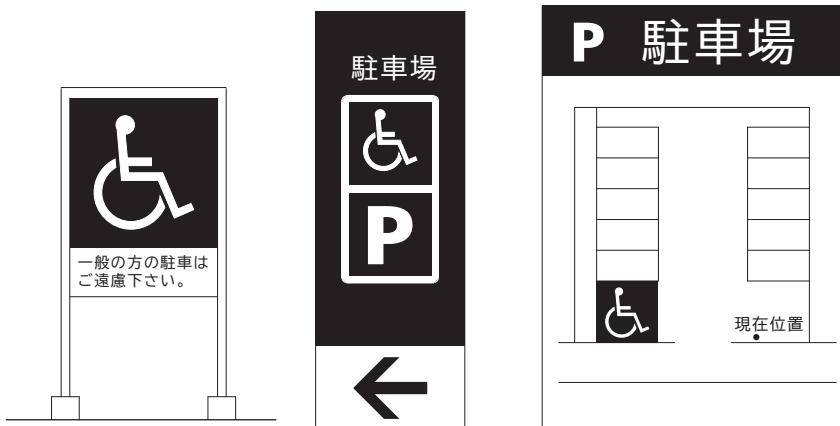
■望ましい整備 凡例：◎都と同等望ましい整備 ☆区で追加した望ましい整備

出入口	◎路外駐車場の出入口の有効幅は 90cm 以上とする。	→【図 2-4】
通路	◎路外駐車場移動等円滑化経路の有効幅は 1.4m以上とする。	
傾斜路	◎傾斜路の整備は、建築物「5 傾斜路（屋内に設けるもの）」の望ましい基準を準用する。	

【図2-1】 駐車場の整備例



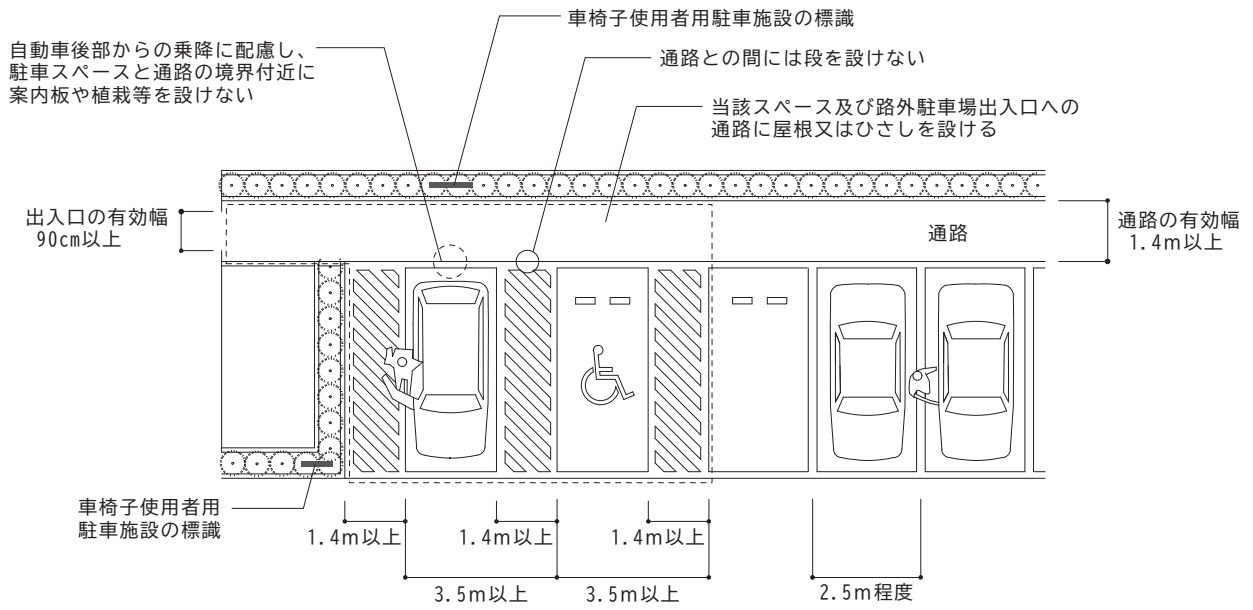
【図2-2】 表示・標識の例



【図2-3】 国際シンボルマーク



【図2-4】 両側に乗降スペースを設けた例（望ましい整備）



■ひさしを設けた例

